

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

水戸市長

公表日

令和6年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	「地方税法(昭和25年法律第226号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を個人住民税の賦課、収納、滞納に関する事務において取り扱う。 ①地方税法に基づき、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定する。 ②住民からの申請に基づき、課税証明書等を発行する。 ③納付された個人住民税の収納情報の管理を行う。 ④納期限までに納付されない個人住民税の滞納整理を行うための滞納情報の管理を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納整理システム、宛名管理システム、税照会証明管理システム、 共通基盤システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、eLTAXシステム、課税原票管理システム、確定申告受付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.個人住民税賦課情報ファイル 2.収納・滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第一の第16の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21 条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28 条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第39 条の2,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の5,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50 条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第 59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) 第27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市 財務部税務事務所市民税課, 財務部税務事務所収税課
②所属長の役職名	市民税課長 , 収税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課 電話番号 029-232-9116
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 財務部税務事務所市民税課, 財務部税務事務所収税課 電話番号 029-232-9138, 029-232-9145

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査
☐ 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第28条,第31条,第31条の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の2,第45条,第47条,第49条,49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 27項の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」 第1条,第2条,第3条,第4条,第6条,第7条,第8条,第10条,第12条,第13条,第14条,第16条,第19条,第20条,第21条,第22条,第22条の3,第22条の4,第23条,第24条,第24条の2,第24条の3,第25条,第26条の3,第27条,第28条,第31条,第31条の2の2,第31条の3,第32条,第33条,第34条,第35条,第36条,第37条,第38条,第39条,第39条の2,第40条,第43条,第43条の3,第43条の4,第44条,第44条の5,第45条,第47条,第49条,第49条の2,第50条,第51条,第53条,第54条,第55条,第58条,第59条,第59条の2,第59条の2の2,第59条の2の3,第59条の3,第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) 第27の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」第20条	事後	番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和2年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和6年2月26日	I 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納整理システム、宛名管理システム、税照会証明管理システム、 共通基盤システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、eLTAXシステム、課税原票管理システム、確定申告受付システム、ふるさと寄附金情報ファイル	個人住民税システム、収納管理システム、滞納整理システム、宛名管理システム、税照会証明管理システム、 共通基盤システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国税連携システム、eLTAXシステム、課税原票管理システム、確定申告受付システム	事後	